



宮本暴政：地域会議・協働センター建設中止問題について 12月議会の質問答弁などの重要資料！

2017年1/20(金)発行



門真市議：戸田ひさよし（無所属・「革命21」）

新橋町 12-18 三松マンション 207 TEL：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

アドレス：toda-jimu1@hige-toda.com HP：http://www.hige-toda.com/

HPの「ちょいマジ掲示板」・「戸田の門真市動画コーナー」に関連記事・動画あり！

何よりも「事実」をしっかりと踏まえて、「門真市の最高規範 =自治基本条例」を守り育てる立場で、考えましょう！

宮本市長やその仲間の「緑風クラブ」議員（大倉議員など）
によって、ウソ説明や地域会議へのカク乱がされています！

諸悪の根元は行政が勝手にやった「10/28庁議決定」だ！

- そもそも議会にも当該地域自治団体にも内緒で、「補助金辞退＝市費負担増大」を勝手に決めたのは、「市の最高規範たる自治基本条例」にも地方自治法にも違反する！
- 「地域協働センターは高額で不要との住民意見もあり」、との理由付けは全くのねつ造だった！それを裏付ける記録無し！メモすら無し！ウソによる庁議決定・議員説明・議会答弁のウソ行政！
- ▲予定されていた3中校区地域協働センターは、地域会議使用だけでなく、「門真小敷地内だから土地代不要」・「古川橋以西で唯一の防災備蓄倉庫」・「子ども食堂なども出来る」、優れた多機能建築だったのに！

「前代未聞の市長不祥事」続発！ 厳しく行政チェックする市議会！

●内容がデタラメ過ぎて、宮本市長が出した補正予算などの2議案を圧倒的多数で否決！
それも9月議会・12月議会と連続で！

★議員の圧倒的多数が宮本暴政を厳しく追及し、ついに12月議会で「市長に注意を促す決議」を可決！

◆こんな事は門真市議会52年で初めて！

＝この資料集の内容＝

- 1：門真小のPTAと学校長への1/20申し知れ書と資料
- 2：日刊ゲンダイ1/14記事と緑風クラブ議員の議会発言
- 3：在阪報道機関への1/20FAX
- 4：「宮本市長に注意を促す決議」全文
- 5：12/16本会議での戸田の質問と答弁の原稿
- 6：公民協働課大倉課長の12/18回答文
- 7：戸田HPの「12月議会特集」の様子
- 8：戸田の求めで市が1/19に出してきた「12月議会後の、市と地域会議との接触の経過」

これを知らないと問題が理解できない「市議会の勢力構図」！宮本暴政の追従は緑風クラブ4議員だけ！

維新・宮本一孝
市長（柳町）

緑風クラブ
大倉基文（野里町）
吉水文晴（北島）
今田哲哉（垣内町）
五味聖二（大倉町）

宮本ベッタリは
たった4人だけ！
（園部市長の前の
東市長側近系列）

自民党
佐藤親太（月出町）
土山重樹（千石東）★議長
中道 茂（御堂町）
池田治子（三ツ島）

無所属・「革命21」
戸田ひさよし（新橋町）

共産党
福田英彦（浜町）
亀井 淳（千石東）
豊北裕子（北巢本）
堀尾まはる（末広町）

公明党
内海武寿（沖町）
高橋よしこ子（岸和田）◆副議長
春田清子（宮前町）
後藤太平（沖町）
武田朋久（宮野町）
岡本むねき（千石東）
松本京子（月出町）

民進党系無所属
森ひろたか（舟田町）

反宮本は17人！



は対☆国
維立戸政
新し田で
の宮ま・は
の構本す共
のつ図が産
の対にひ、党
はよく立国。ど門・公
る政地す真民
の線政地す真民
がと域ぎ市進
ズ地事て政
。域情こで

申し入れ：門真小PTA連絡網を使った奇怪で極めて偏向した「12/18 住民説明会」について

2017年1月20日(金)午前午後

門真小学校 PTA 会長ほか役員の皆様
門真小学校 校長先生



門真市議会議員 戸田ひさよし 門真市新橋町 12-18 三松マンション 207
電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

メール：toda-jimu1@hige-toda.com HP <http://www.hige-toda.com/>

= 記 =

- 1：去る2016年12月16日(金)に、門真小PTAの地区班名と地区委員の名前が書かれた手書きの<お知らせ>が、門真小PTAの連絡網を使って配布されました。その内容文面は以下の通りです。(現物コピーを資料として添付します)
<お知らせ>
先日の署名(学校の畑利用)の件で、
18日(日)16時～ 柳町自治会館 で
門真市議の方が 議会での説明などをするそうです。
お時間のある方は 是非ご出席を との事です。(強制ではありません)
12月16日(金) 門真小PTAの地区班名と地区委員の名前
- 2：この<お知らせ>を見て、門真小に関わる少なからぬ住民の方々が12月18日(日)16時に柳町自治会館に出向いて、この「説明会」に参加しましたが、▲「議員で参加したのは宮本市長ベッタリの緑風クラブの大倉議員だけ」で、▲「<お知らせ>では全く書かれていなかった宮本市長も出席し、しかも▲「説明」の内容たるや、「門真小の畑の問題」はちょっとだけで、大半は「3中校区の地域協働センター建設を中止した理由」とかの言い訳だけで、実態は12月議会で圧倒的多数の議員から終始批判され、12/16本会議で「門真市で前代未聞の市長に対する注意決議」をも受けた事を覆い隠して、手前勝手にウソだらけの宣伝を一方的に住民に吹き込むものでした。
(「方針変更」を議会・住民に秘密裏に決めた10/28庁議決定がそもそも不当。「建設費3億円」という宣伝も過大)
- 3：この「12/18説明会」は、他の議員には全く秘密裏に準備されたものであり、野里町の住民で(=上野口小学校区=2中校区)、門真小PTAや門真小校区=3中校区とは何の関係も無い大倉議員のみを呼ぶ段取りをしておいて、「門真市議の方が議会での説明などをするそうです」、とだけ<お知らせ>するなどは、「特定議員支持に偏向した住民騙しの企画」だと言わざるを得ません。
なお、大倉議員は畑の運営者と懇意である事を利用して「門真小の敷地内に入って住民へのあいさつ活動を繰り返す」事や、「畑の企画に大倉議員だけが招待されてあいさつをする」などの事があって、保護者などから疑問の声が上がって、そういう行動を停止させられた前歴を持つ議員です。
今回は「PTAの連絡網が使われ」、「大倉議員ら緑風クラブ4議員の言い分が議会多数の議員から猛烈批判された事実があるのに、大倉議員だけに議会の説明をさせた」、という点において、重大な問題があると思います。
- 4：また、私がこの「12/18説明会」の問題を追及したところ、宮本市長は「市長の公務として出席したのではない」という、驚くべき責任逃れをしました。「公務ではない説明会だから議事録も作る必要が無い」、という態度で「ウソ説明をした証拠」を残さないようにするものしか考えられません。(門真市では「説明会は必ず議事録を作る」責務)
- 5：また、「12月議会での論争を経た上で、地域協働センター建設とりやめ・見直しの市長方針を住民に語る」に際して、当事者たる「3中校区地域会議(門真小校区と速見小校区で構成)の理事や会員への参加呼びかけを全くせずして、門真小PTAルートで伝わる範囲内の住民のみに対する説明会を実施した事は、3中校区地域会議に対する「存在の無視」、「侮辱行為」であり、「地域自治の破壊」、「分断破壊工作」に他ならず、許されないものです。
(その後も「3中校区地域会議」への市の説明会は全くされていない)
- 6：こういった数々の問題を持つ「12/18説明会」やその<お知らせ>は、誰が考え出したものなのか? 責任者は誰なのか? PTAの地区委員の方々はどのような情報や認識を持っていたのか? 今般のようなPTA連絡網を悪用した「奇怪で偏向した企画の連絡」が再発されないよう、PTA内部で検証検討される事を強く望みます。

〈お知らせです〉

先日〆署名（学校〆畑利用）の件で、

18日（日）16時～ 柳町自治会館 で

門真市議の方〆 議会での説明がとあるようです。

お時間〆ある方は是非〆出席を 〆の事〆です。

（強制〆ではありません）

12月16日（金）

地区委員

新橋 〆 班



府議だった宮本氏は前市長の死去に伴う市長選

は自民党と安倍晋三首相の得意技と思っていたら、維新も同じだった。

大阪政官財

〈連載33〉

で「市長報が自民新人らに勝ち、維ト2つの解釈が可能だった。1つは削減幅を25%トするものだ。2つ目は25%で宮本氏は「既に25%の削減額としていたため、変更は行わないこととし、

減額としていたため、変更は行わないこととし、また、退職金は継続してゼロといたします」とイケです。そこでの比較のケシャトシヤトと宣言したのだ。

宮本氏は市議会でこの件を追及されると前市長の身を切る改革を「認識しておりました」と認め

首相に物申せないだけでなく大阪では維新批判もできないう大手マスコミ、安倍と維新のような嘘つき政治家を輩出する責任は大手マスコミにもある。

公約詐欺とあざむかれた居直り

維新市長の



ある自民府議は「大阪府として、往々際悪く私自民は中山(泰秀衆院議

大マスコミはスルー

地域会議の自治への介入や 団結破壊を図ったり、宮本暴政を正当化したりする緑風クラブ 議員達の12月議会での発言

<12/9 文教委：今田哲哉議員>

- ・3中校区地域会議から出された「12/1 意見書」は、地域会議の理事会で議論されて出されたものか？
これは理事会で議論されていない可能性がある。
- ・ある情報では、全く意見書提出に賛同していない役員がいると聞いている。
- ・この意見書は地域会議の総意ではない可能性があり、市はこのようなものを受理するのか？
本当に「総意」なのか、確認する必要があるが、
- ・私はちゃんと役員さんから聞いております。

<12/16 本会議：大倉基文議員>

(市長への注意決議への質疑で)

- ・私も地域会議の方とお話した事があるし、意見交換もさせてもらっている。「センターを建てて欲しい」という意見もあるが、「センターにお金を使うよりも子ども達のためにお金を使って欲しい」という意見も聞いている。だから、「地域会議の意向を全く無視し」とまで言えるのか。
地域会議の声は両方ある、と私は考えている。

<12/16 本会議：吉水丈晴議員>

(市長への注意決議への反対討論で)

- ・これまでの審議の中で、「地域協働センター建設の凍結については、今後の地域会議のあり方や、既存の公共施設の活用等も含めた整備のあり方など、総合的に検討を行って行くという事で、自治基本条例との整合性は取れている」との答弁があった。
- ・法を遵守すべき市が、法に違反する事はあってはならない事だが、これまでの議論の中で、職員もその立場に立って、真摯に答弁している。



在阪報道機関各位

(本状ほか3) 2017年1月20日(金)午後発信
**門真市で超異例な事態が続いているのに、
なぜ取材も報道もしないのですか?!**

7/24 市長選で維新の宮本一孝市長が誕生した門真市では、宮本市長がデタラメで違法な行動を続けているために、「まともな行政チェック」を行なおうとする圧倒的多数の議員との間で、「門真市52年の歴史でかつてない異例な事件」が次々と発生しています。

「市長選での詐欺公約の問題」(添付の日刊ゲンダイ記事参照)での9月議会追及をさせて置いても、以下のような「前代未聞の事件」が発生しています。

■9月議会でも、12月議会でも、市長提案の補正予算などの議案が圧倒的多数で否決

■3月議会で可決済みの当初予算に盛り込まれた「補助金付きの不要施設除去工事」(門真小敷地内への「地域協働センター」建設に関連)を、議会に秘密裏に勝手に「センター建設凍結=補助金辞退を府に伝達=市費負担約2000万円増大(!)」を議会閉会中の10/28に「庁議決定」し、その既成事実の上で、それを12月議会の「補正予算案」として上程したので、市長側近の緑風クラブ4議員以外の圧倒的多数の議員が猛反発し、議会が紛糾!(議員定数は21)(もちろん住民団体も猛反発)

◆12月議会の初日だった「12/5本会議」が吹っ飛んだ!

▲市の高級職員である「参与・地域調整官」の2人を不当に解任したため、この2人が12/14に労基署に駆け込んで「不当解雇が濃厚」との判断を得て、市に解雇予告手当を請求!(宮本暴政によって市のコンプライアンス破壊や職員の萎縮が著しい事への危惧もあって、あえて実名を出して抗議の訴えをしたもの。)

★12/16最終日本会議において、圧倒的多数の議員によって、実質的には市長への問責決議に他ならない【宮本一孝市長に対し注意を促す決議】が可決された!

●●私は、こういう「大事件の発生」を12月議会の時に2度に渡って、枚方記者クラブやいくつかの新聞テレビに電話で通報して取材報道を求めてきましたが、なぜか全く報道されないままです。「市民は地域の行政や議会に対する関心を」と訴えているはずの報道機関がこういう状態では、「市民の知る権利」は放置されてしまいます。

報道機関に猛省を促すとともに、「今度も大紛糾あり得る1月臨時議会」の取材と報道を求めます。→1/23(月)本会議・24(火)総務建設委・25(水)文教委・27(金)本会議、です。

門真市議会議員 **戸田ひさよし** 事務所

〒571-0048 大阪府門真市 新橋町12-18 三松マンション207

電話; 06-6907-7727 FAX; 06-6907-7730

メール; toda-jimu1@hige-toda.com

ホームページ; 「戸田ひさよし」ですぐ検索できます。ぜひご覧下さい。

★詳しくは戸田HPの「12月議会特集」や「ちょいマジ掲示板」を見て下さい!

【 宮本一孝市長に対し注意を促す決議 】（全文）2016年12/16本会議

第4回定例会（12月議会）の総務水道常任委員会において、自治基本条例に基づく地域会議の設置や、地域協働センター建設に向け地域との協議や調整を行ってきた参与及び地域調整官に対し、

市長自らが11月18日に要綱廃止に基づく「解職」を一方向的に通告し、わずか2週間足らずの11月30日付けて「解職」したことが、労働基準法第20条に抵触するのではないか、との議論が行われた。

これに対し、参与及び地域調整官は「労働者性の低い勤務態様であり、労働基準法を始めとした労働諸法にも該当しないことから、違法性はないものと認識している」との答弁を行ったが、

その後市が行った法律相談に対し、弁護士が9月8日付で「本件で、一概に労働者性の有無を回答するのは難しい」、と回答していたことが明らかになった。

こうした中で、「解職」された元参与及び元地域調整官から、今回の解職が労働基準法に違反していないかどうか、労働基準監督署に相談、告発する旨を記した

「私たち二人の解職（要綱の廃止）に対する法令遵守の究明の徹底と門真市政の発展、住民自治の進展、及び職員が自由にモノが言える環境の整備、並びに職員が働き甲斐をもって仕事ができる執行機関となるための議会審議に引き続きご尽力を賜りますことについて（お願い）」が、12月14日付で議長及び各議員宛に出され、

同日労働基準監督署に相談、解職に当っては、労働基準法第20条の違反に該当するので、解雇予告手当を請求ができる旨の指導を受けたことを踏まえ、同日付で宮本一孝市長に対し、解雇予告手当の請求が行われた。

以上の経過を見るならば、宮本市長が法律相談の結果について説明を受け、労働基準法違反の可能性が高いと知ったうえで、二人に「解職」を通告したものと考えられる。

こうした事態の背景に、地域会議の意向を無視し、「審議会の審査対象である」、と答弁しておきながら、審議会の設置審査がまだ承認されていないのに意思決定を行った地域協働センター建設の凍結、議会の議決を無視した関連の補正予算の提案など、市民と議会を無視する姿勢があり、

「最高規範性を有する」とした門真市自治基本条例の軽視があることは疑う余地はない。

このような宮本市長の姿勢と、自らによるコンプライアンス破壊は、議会として到底看過できない。

よって、門真市議会は、宮本一孝市長に対し猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上決議する。

※ この決議に反対したのは、緑風クラブの4議員（大倉基文・吉水丈晴・今田哲哉・五味聖二）のみ。

賛成したのは自民党3議員（佐藤親太・中道茂・池田治子）（土山重樹は議長で採決不参加）
公明党7議員（内海武寿・高橋よしこ子・春田清子・後藤太平・武田朋久・岡本宗城・松本京子）、
共産党4議員（福田英彦・亀井淳・豊北裕子・堀尾まはる）、
無所属：戸田ひさよし、無所属：森博孝、の計16議員！

2016年12月議会での質問・答弁の記録あれこれ

=====
(注) 宮本市政の場合は、「議員からの事実の指摘や批判を受けて真摯な答弁をする」という事がほとんど無いが、「いかにウソ・デタラメな答弁をしたか、をしっかりと記録する」、「質問と答弁を見比べて、どちらが筋が通っているかを市民に判定してもらう材料を提供する」、という目的を持って、戸田は質問を組み立てている。答弁のほとんどは、戸田と市側の「答弁協議」の上で作られたものだが、戸田としては全然承服できない部分が多い。
=====

2016年12/16本会議 戸田の一般質問草稿と市の答弁原稿

(ほぼこの通りしゃべっています。実際の議会では動画映像は市議会HPや戸田HPにあります。但し、「議事録」は2月末にならないと公表されません。) ※下線部分には特に注目を！
=====

件名1：園部市政での「住宅建替5億円補助」は、担税力ある住民誘致の公益性ある正当措置であったことについて (自治基本条例問題と関係なので、ここでは省略)

件名2：宮本市長の発言に関して、9月議会に続き12月議会でも虚偽答弁がされたことについて (質問時間制限20分に収まりきれないので、質問取りやめ)

~~~~~  
件名3：宮本市長が市の最高規範たる自治基本条例に敬意を払わず、違反しまくっていることについて

この項目は、宮本市長本人の答弁を強く求める。逃げないで答弁して欲しい。

Q1：2010年の準備開始から2014年1月の施行まで、足かけ5年もかけて、職員・市民・議員の努力の結晶として出来た自治基本条例＝「門真市の17条憲法」について、「門真市の最高規範」として、市長には「これに敬意を払って従う義務」があるはずだが、

その事を7/24当選以来一度も表明してこなかった宮本市長には、この場で、「門真市市長として、自治基本条例に敬意を払って従う義務を有している」ことを、ぜひ表明してもらいたい、どうか。

Q2：「自治基本条例の条文や条文説明を変更する場合は、条例に定められた手続きを経て変更しなければならない」ものである事を、この場で明言されたい。

Q3：自治基本条例においては、(第4条最高規範性)

この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。

2 条例、規則等の制定、及び改廃、並びにこれらの解釈、及び運用を行う場合は、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

と書かれている事を、10/28庁議の段階で、宮本市長は認識していたか、否か。

どちらであったのかを、明言されたい。

Q4：宮本市長は、12/9文教委での私の質疑に対して、

「自治基本条例についての研修を受けた事はない。条文等を書いた冊子を渡されて読んだのみである」との答弁をしたが、

本来、足かけ5年もかけて職員・市民・議員の努力の結晶として出来た「市の最高規範」たる条例であるからには、市長は、今からでもあっても、自治基本条例の条文や「説明」、制定過程や全国的な位置づけなどについて、少なくとも2時間程度の講習・研修を受けるべきと考えるが、どうか？

また市長が新たに外部から任用した副市長や教育長に対しても、そういう研修を施すべきではないか？もしもそういう講習・研修が必要でないとするのなら、その理由を述べよ。

Q5：自治基本条例の施行規則では、第3条(地域会議の認定要件) において、

(1) 地域会議の地域の範囲は、原則中学校校区とし、市長が適当と認める一定の区域であること。と規定しており、

原則を「中学校校区」とすると同時に、地域の事情によっては、「市長が適当と認める」ものであれば、「中学校校区」にとらわれず、小学校区単位であっても認められる事を示している。

従って、もしある地域において

「この地域では地域会議を小学校区で作る必要がある」、と市長が認識する場合でも、  
自治基本条例の条文や「説明」および「施行規則」を変更するとか「見直す」必要は全く無く、  
しっかりした検証議論の上で、施行規則の「市長が適当と認める一定の区域」を適用すればよいだけの話である。  
宮本市長は、市長選挙の前後で「一部の住民の意見」を聞いた時や、「10/28 庁議」に臨む時に、  
この事を認識していたのか、認識していなかったのか、どちらなのか、明確に答えよ。  
この事を認識していなかったが故に、「宮本市長が認識した、実際には何ら記録に無い、一部の地域事情」なる  
ものによって、「地域会議は小学校区に変更した方がよい」、という、  
「自治基本条例の全体的変更」に偏った問題意識を持ってしまったのでないか？

Q6：自治基本条例の第5条（協働によるまちづくりの基本原則）では、  
第5条：市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる「協働によるまちづくりの基本原則」  
により、推進します。

(1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開し、及び共有し、透明性の高い門真市にする  
ことを原則とします。

などと書いてある。

またその「説明」には、

情報共有については、市民、議会、市役所がお互いに「見える」形で活動し、  
意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。

門真市情報公開条例（平成11年12月22日門真市条例第13号）第6条に定める個人に関する情報等、  
不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていく  
ために必要な条件です。

（中略）

議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、  
実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。

と書かれている。

これらの記述に照らせば、宮本市長が

「3中校区などの地域協働センターの建設を凍結したい」

「地域会議の結成範囲を、当初からの中学校区基本から小学校区に変更したい」

という明確な「方針変更の意志を固めた」事を、

地域会議住民にも、議員にも全く伝えずに、秘密にしておいて、

「10/28 庁議」で「市の施策変更」を行なった事は、明白に自治基本条例に違反する行為であるはずだが、違うか？！

もし、この「市の施策変更の市当局としての決定」が「自治基本条例の違反ではない」、  
と主張するのであれば、「違反しない事の根拠・理由」を述べよ！

Q7：「地域会議」は、自治基本条例やその施行規則を見れば、「特段の重みを持った住民自治団体」であり、既に結成  
運営されている5中や3中の「地域会議」と市が交わした約束や方針は、誠実に遵守されねばならず、  
市側が従来方針と違う方針を採用したいと考えるならば、地域会議との誠実な協議と合意を経た上でなければ、  
変更できないものである事を確認されたい。

Q8：「地域会議」は、「特段の重みを持った住民自治団体」であり、  
もしもその地域会議の存在地域の一部住民から、当該地域会議の方針についての異論を市長が聞いた場合には、  
市長は、地域自治を重んずる立場から、  
「その異論は地域会議の中で議論して下さい」、という立場を取るのが当然だと思うが、違うか？

Q9：「地域会議としての合意事項」と異なる地域住民意見があった場合に、  
市長がそういう異論の存在を地域会議に示さず、  
また、そういう「一部の異論」に組して、「これまでの地域会議と市との合意」に反する事をするならば、  
それは、「行政による地域自治の破壊・蹂躪」に他ならないはずだが、違うか？！

Q10：宮本市長は、盛んに、「市長選前後を通して、地域会議の範囲を見直して欲しい」とかの「住民の声を聞いた」  
と言うが、「極く一部の人達と立ち話した」とか「緑風クラブ議員から聞いた」程度以上の実態があるのか？

Q11：自治基本条例に沿って「地域会議」を結成して運営している唯一の存在である「5中校区地域会議」と「3中校区地域会議」の範囲に入らない住民の一部から「地域協働センター建設の凍結」という意見を、仮に聞いたとしても、それを「地域協働センター建設の凍結」判断の背景理由に挙げるのは、「お門違いな越権行為」であり、「地域会議」への不当な破壊行為であるが、違うか？！

~~~~~

<件名3：への河合総合政策部長の答弁>

戸田議員の御質問の一部につきまして、私より御答弁申し上げます。

宮本市長が市の最高規範たる自治基本条例に敬意を払わず違反しまくっていることについてであります。

まず、「門真市長として、自治基本条例に敬意を払って従う義務を有している」ことを表明すべきだと思うが、

どうか

についてであります。

門真市自治基本条例は本市の自治における最高規範性を有するもので、市民、議会、市役所の三者が本条例を尊重していかなければならないものであると考えております。

次に、「自治基本条例の条文や条文説明を変更する場合は、条例に定められた手続きを経て変更しなければならない」ものである事を、この場で明言されたい。

についてですが、

条例の変更にあたっては、関係法令に基づき対応すべきものと考えており、条文説明については、その変更に応じて対応すべきものと考えております。

次に、自治基本条例第4条の最高規範性に書かれている事を、10月28日庁議の段階で、宮本市長は認識していたか

については、
認識しておりました。

次に、「市の最高規範」たる条例であるからには、市長は、今からであっても、自治基本条例の条文や「説明」、制定過程や全国的な位置づけなどについて、少なくとも2時間程度の講習・研修をうけるべきと考えるが、どうか。

また、市長が新たに任用した副市長や教育長に対しても、そういう研修を施すべきではないか。

もしもそういう講習・研修が必要でないとするならば、その理由を述べよ。

についてですが、

担当課からの説明で充足しているものと考えておりますが、協働に関する研修等の参加は、本条例の実効性を高めるために、必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例の施行規則では、(地域会議の認定要件)第3条において、地域会議の地域の範囲は、原則中学校区とし、市長が適当と認める一定の区域であることと規定しており、原則を「中学校区」とすると同時に、地域の事情によっては、「市長が適当と認める」ものであれば、「中学校区」とはならず、小学校区単位であっても認められる事を示している。

宮本市長は、市長選挙の前後で「一部の住民の意見」を聞いた時や、「10月28日庁議」に臨む時に、この事を認識していたのか、認識していなかったのか

についてですが、

条例及び施行規則に基づく地域会議の範囲については認識しておりました。

地域会議の設立範囲については、原則中学校区としておりますが、条例の運用上、市長が適当と認める一定の区域として、地域の実情に応じて小学校区を範囲とすることは何ら問題ないものと認識しております。

なお、地域の声を聞く中で、市全体としてこれからの地域のコミュニティのあり方を考えた場合、より身近な範囲である小学校区が最適であるとの考えのもと、地域の方々へお示ししたものであり、中学校区を直ちに小学校区に変更することをお願いしたものでなく、地域の実情に応じて柔軟にそのあり方を検討してまいりたい、と考えております。

次に、自治基本条例第5条(協働によるまちづくりの基本原則)並びに門真市情報公開第6条に照らせば、宮本市長が、「3中校区などの地域協働センターの建設を凍結したい」、「地域会議の結成範囲を、当初からの中学校区基本から小学校区に変更したい」と明確な「方針変更の意志を固めた」事を、

地域会議住民にも、議員にも全く伝えずに、「10月28日庁議」で「市の施策変更」を行った事は、

明白に自治基本条例に違反する行為であるはずだが、もし、「自治基本条例の違反でない」と主張するのであれば、「違反しない事の根拠・理由」を述べよ。

についてですが、

(仮称)地域協働センターの整備について、10月28日庁議において確認した凍結の方向性を基に、速やかに地域会議にお伝えし、そのことに伴って必要となる補正予算案を議会に上程させていただいたものであるため、自治基本条例に違反する行為ではないと認識しております。

次に、地域会議は、自治基本条例やその施行規則を見れば、「特段の重みを持った住民自治団体」であり、既に結成運営されている5中や3中の地域会議と交わした約束や方針は、誠実に遵守されねばならず、市側が従来方針と違う方針を採用したいと考えるならば、地域会議との誠実な協議と合意を経た上でなければ、変更できないものであるか

についてですが、

本市が抱える課題を施策に反映しようとする際、時々によって集中して取り組むべき課題があり、この度の地域会議における拠点整備については、多額の費用を要することとなることから、一定の政策判断として既存の公共施設の活用も含め検討することとなったものであります。

また、地域会議の範囲についても、思いをお伝えしたものであり、そのあり方も含め地域会議の方々へは、引き続き説明を重ねていかなければならないと考えております。

次に、地域会議は、自治基本条例やその施行規則を見れば、「特段の重みを持った住民自治団体」であり、

もしもその地域会議の存在地域の一部住民から、当該地域会議の方針についての異論を市長が聞いた場合には、市長は、地域自治を重んずる立場から、「その異論は地域会議の中で議論して下さい」という立場を取るのが当然だと思うが、

についてですが、

地域会議は、自治基本条例及び条例施行規則に基づき、市が認定する団体であり、会則に基づく適正な運営がなされるべきものであり、地域会議での議論によるところであると考えております。

なお、議員ご指摘の「地域会議」は「特段の重みを持った住民自治団体」である

については、

住民自治団体や地域の団体の立場は平等であり、地域会議だけが特段の重みを持っているものではなく、本市にとりましては、どの団体も市にとって大切な団体であります。

次に、「地域会議としての合意事項」と異なる地域住民意見があった場合に、

市長がそういう異論の存在を地域会議に示さず、また、そういう「一部の異論」に組みして、「これまでの地域会議と市との合意」に反する事をするならば、

それは、「行政による地域自治の破壊・蹂躪」に他ならないはずだが、

についてですが、

地域からのご意見は様々であり、一部の意見をくみ取っているものではなく、今後のあり方を検討するうえで地域会議へお伝えしているものであり、地域自治の破壊、蹂躪にはあたらないと考えております。

最後に、自治基本条例に沿って「地域会議」を結成して運営している唯一の存在である「5中校区地域会議」と

「3中校区地域会議」の範囲に入らない住民の一部から「地域協働センター建設の凍結」という意見を、仮に聞いたとしても、

それを「5中校区地域会議」と「3中校区地域会議」の「地域協働センター建設の凍結」判断の背景理由に挙げるのは、「お門違いな越権行為」であり、

「5中校区地域会議」と「3中校区地域会議」への不当な破壊行為であるが、

についてですが、

活動拠点の新築整備の凍結に至った理由は、新たな市の喫緊の課題に財源を投入する必要が生じたためであり、また、中学校区での設立は困難であるとのご意見や、

当該校区内の市民の方からも、過度に高額な活動拠点は不要であるとのご意見を頂いている以上、活動拠点を均一に整備できないことから、市全体として不公平とならぬよう、

総合的に判断したためでありますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

ア

公民協働課
2016年12月8日

2016年12月7日提供 戸田議員からの質問について (回答)

7月～10月末までの間の、地域会議のあり方や、地域協働センターについて、「住民の意見」を聞いたことや、その結果が分かる資料の全ての提供を求めるについてですが、ご質問の期間に限らず、公民協働を推進するためには、地域の方々とのコミュニケーションを図る必要があるため、日ごろより可能な限り地域の行事に参加し、情報交換を行っております。

その情報交換の中で、地域会議のあり方や、協働センターについてのご意見もいただいておりますが、会議録として残すような会話でないため、ご質問の期間における資料については作成しておらず、提供できる資料はございません。ので、御理解賜りますようお願いいたします。

公民協働課長 大倉 善充

提供

戸田 12/7 50

(1) 7月～10月までの間の、

校区地域会議のあり方や、地域協働センターについて、「住民の意見」を聞いたことやその結果が分かる資料の全て

一般案内通等 (12/9 配布) を送付するための資料として 必須であったり、 (配布12/8 配布BOX)

戸田作成「12月議会関連動画」はここをクリックか下へスクロールしてください！

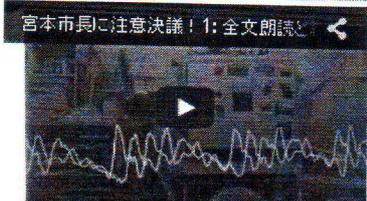


議会の傍聴にぜひ来て下さい。朝10時から開会で、途中出入り自由。市役所3階本会議場前の受付で住所氏名を書きだけで、誰でも(門真市民でなくても)傍聴できます。◎作業の都合上、最新情報は「ちょいマジ掲示板」の方を覗いて見て下さい！

2016年9月議会 ←
2015年度議会構成は→こちら

→ 2017年1月臨時議会
2016年度施政方針

>>>【宮本一孝市長に対し注意を促す決議】(全文)



▼宮本市長に不当解雇された非常勤特別職＝西さん稲毛さんの12/14決起宣言(写真クリックでPDF2ページが開きます)

▼労基署が不当解雇と判断！西さん稲毛さんが宮本市長に解雇手当支払を突きつけた！(写真クリックでPDFが開きます)

戸田の12/16本会議一般質問(6項目)

戸田の12/9文教委での戸田の所管事項質問(5項目)

ちょいマジ掲示板より(12月議会第3スレッド)

▼12月議会第3スレッド★ついに宮本市長に注意決議可決！(実質)反対緑風4のみ 戸田 16/12/17(土) 11:30

◎決議全文朗読と緑風大倉・吉水のトンデモ質疑・反対論、福田議員の動画をアップ 戸田 16/12/17(土) 11:43

★12/16市長注意決議への戸田賛成討論と戸田一般質問5動画も全アップしたよ！ 戸田 16/12/17(土) 17:17

△戸田動画初登場！公明党武田議員の宮本暴政追及の一般質問もって下さい。 戸田 16/12/17(土) 17:22

◎宮本への「注意」という名の「問責決議」。議会の権能が発揮される。つばね。馬酔木 16/12/18(日) 7:02

ちょいマジ掲示板より(12月議会第2スレッド)

▼12月議会第2スレッド:12/9文教委後の話は全てこちらに！16人が質問を通告！ 戸田 16/12/13(火) 22:30

◇全て宮本暴政の暴露追及に費やす「戸田の6項目一般質問」の概要だ！ 戸田 16/12/13(火) 22:54

件名1:「住宅建替5億円補助」は担税力ある住民誘致の正当措置だ！(準備メモ) 戸田 16/12/14(水) 4:26

件名2:宮本市長が9月議会に続き12月議会でも虚偽答弁:その基礎事実の質問と回答 戸田 16/12/14(水) 4:53

▲「基礎事実の回答」踏まえた<質問準備メモ>●やっぱり虚偽答弁だ！の見地で 戸田 16/12/14(水) 5:07

件名3:市長が市の最高規範たる自治基本条例に敬意を払わず違反する:質問準備メモ 戸田 16/12/14(水) 5:21

件名4:市長側近幹部が文書の不当廃棄を謀って懲戒請求を受けている:質問準備メモ 戸田 16/12/14(水) 5:30

件名5:市長側近幹部が自治基本条例違反や公文書虚偽記載、虚偽答問準備メモ 戸田 16/12/14(水) 5:44

■怒り心頭！秘書広報課の上松参事が「全くの虚偽答弁」を出してきた議会舐めるなよ 戸田 16/12/14(水) 12:22

件名6:西さん稲毛さんの不当解雇問題:基礎事実質問への回答でさら疑惑深まる！ 戸田 16/12/14(水) 6:19

◆緊急！西さん稲毛さん連名の12/14文書(市を憂う心、労基署への告表明等)が！ 戸田 16/12/14(水) 11:00

▲この「12/14西・稲毛決起宣言文」の全文を、今夜公開します！これ、事件だ！ 戸田 16/12/14(水) 11:09

☆「西さん稲毛さんの12/14文書」の全文紹介！職員や市民・議員の心の文章だ！ 戸田 16/12/14(水) 17:41

▼公民協働課は「住民の意見」を捏造していた！「意見の存在を示す文書もメモもなし」それを自白した大倉課長の12/7回答書！(写真クリックでPDFが開きます)

▼「西さん稲毛さん解雇について」の顧問弁護士への相談結果報告書 ◆市の表書きの内容は弁護士の意見と間逆な捏造だった！(写真クリックでPDFが開きます)



にやるの?! 戸田 16/12/2(金) 14:50

▼宮本の狂った行財政運営。これは背任行為だ。馬酔木 16/12/2(金) 23:25

☆これを12月議会第1スレッドとします! 5(月)初日本会議が飛びかね大激震あり! 戸田 16/12/4(日) 19:16

★地域会議問題で戸田が12/3に「役所内部重要資料」を発刊! 全を動画にアップ! 戸田 16/12/4(日) 19:38

△3動画追加アップ! 5中校区説明会・3中校区説明会・地域会議の対立構造の解説 戸田 16/12/5(月) 0:10

★12/5本会議が吹っ飛んだ! 全議員協議会で事実確認し議会無視の暴政に怒り爆発 戸田 16/12/6(火) 2:23

●(福田議員ブログ12/5記事)市民の意見も聞かず、議会の議決もする暴挙! 戸田 16/12/6(火) 21:18

△12/6本会議:緊迫の戸田質疑2本! 音声動画アップ! 後藤議員も質番犬吉水醜態 戸田 16/12/6(火) 21:10

▲事業検証審議会設置議案への質疑・答弁の原稿+αを紹介:●答弁疑惑も浮上! 戸田 16/12/7(水) 6:43

■補正予算への質疑・答弁の原稿+α:●ウソ平気な詐欺行政に、犬吉水とバトルも! 戸田 16/12/7(水) 9:17

■宮本のこれまでの人生を示すかのような問題。門真市民 16/12/6(火) 22:49

△「サイコパス宮本」に新たなキャッチコピー=「全てに渡って裏口入の手口」! 戸田 16/12/7(水) 9:24

★12/7総務建設委:宮本火だるま! 自民佐藤・共産福田猛攻の実況動を上げていく! 戸田 16/12/7(水) 21:03

△まずは「検証審議会を粉碎!」佐藤質疑・福田質疑と反対討論:否動画3本をアップ 戸田 16/12/7(水) 23:18

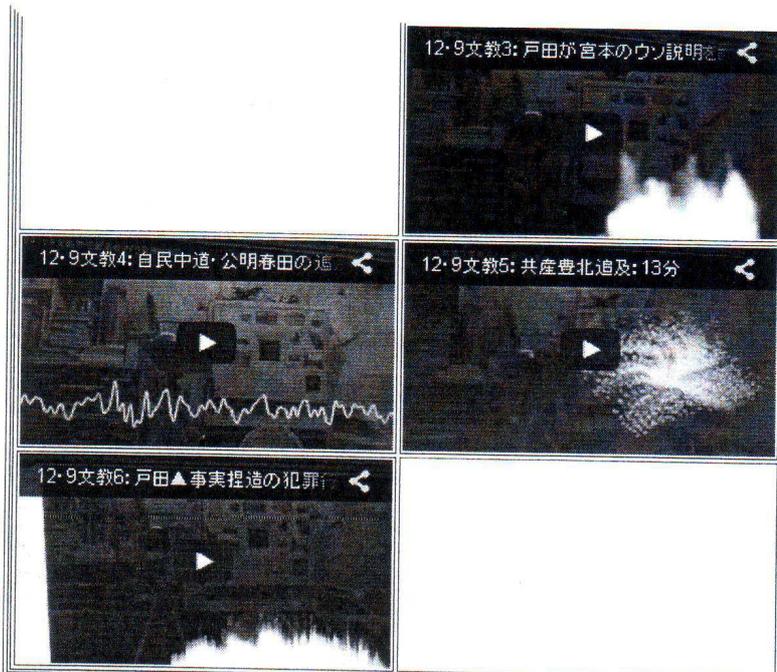
▲「不当な補正予算粉碎!」の福田質疑討論、佐藤・福田の所管質疑の計4本もアップ! 戸田 16/12/8(木) 7:44

◇福田議員も怒り露わに! 福田議員ブログ:地域協働センター建「凍結」は大問題! 戸田 16/12/8(木) 8:00

◎暴走2議案が否決。市議会の良識の判断に敬意。馬酔木 16/12/8(木) 6:57

↑馬酔木さん、激励・問題整理・追及助言に感謝します。動画拡散よろしく! 戸田 16/12/8(木) 8:08

◇12/8(木)民生委:戸田は傍聴断念して12/9文教委の質問メモ作成頑張る! 夕方協議に 戸田 16/12/8(木) 9:34



★12/9(金)文教委: 宮本暴政粉碎で5議員奮闘だ! 所管質問も6人で過ぎるかも! 戸田 16/12/8(木) 22:58

◇午前の補正予算否決と火だるま質疑は確定! 午後最終の戸田] 事項質問の通告内容は 戸田 16/12/8(木) 23:1

■4時まで奮闘、成果大! 校区傍聴、今田・宮本正体露呈、体力[界、動画明日、寝る! 戸田 16/12/9(金) 18:55

☆さっき文教委午前の実況動画6本をアップした! さらにあと10 どアップするよ! 戸田 16/12/10(土) 22:09

★やっとな文教委実況動画全14本をアップ! 戸田ほか弁論、今日 本詭弁の対決見て! 戸田 16/12/11(日) 13:24

戸田の本会議一般質問

質問と答弁の原稿

門真市HP議会中継動画→<http://www.kensakusystem.jp/kadoma-vod/index.html>

提出議案 http://www.city.kadoma.osaka.jp/shigikai/pdf/shigi_gian/28/28_04t.pdf (←削除されたようです)

http://www.city.kadoma.osaka.jp/shigikai/pdf/shigi_gian/28/28_04t_281206.pdf (←新しい提出議案)

一般質問通告一覧

会派代表質問通告一覧

議決結果一覧

委員会審査報告書 http://www.city.kadoma.osaka.jp/shigikai/pdf/shigi_iinkaisinsa/28-04.pdf

決算特別委員会の開催予定 >>>http://www.city.kadoma.osaka.jp/shigikai/shigi_nittei.html(門真市HP)

議会日程 2016年第4回定例会の開催予定(2016年12月5日現在)

2016年 12月5日(月) 午後4時55分	本会議
2016年 12月6日(火) 10時	本会議
2016年 12月7日(火) 10時	総務建設常任委員会
2016年 12月8日(水) 10時	民生常任委員会
2016年 12月9日(木) 10時	文教常任委員会
2016年 12月15日(木) 10時	本会議(一般質問)
2016年 12月16日(金) 10時	本会議(一般質問)

注意: 会議の日程は、都合により変更される場合があります

注意: 会議は傍聴することができます。なお、傍聴席(本会議は一般席32人・車いす使用者席3人、委員会は10人)に限りがありますので、お断りする場合があります。傍聴の受け付けについては、本会議は市役所本館1階の議場前、委員会は本館4階の議会事務局で行っています。

門真市議会のページ <http://www.city.kadoma.osaka.jp/shigikai/>

お問い合わせ先 議会事務局 議事課 本館3階
電話06-6902-6978

これは正しい記述でしょうか？ 戸田の求めで市が1/19に出してきた「経過資料」ですが・・・

平成28年12月17日から平成29年1月20日までの公民協働課の動き

日付	内容	出席者	特記事項
12/19(月) 19:30～	第三中学校区地域会議 定例理事会	地域会議役員・理事 課長、補佐、担当	【市】 理事会の場で、市長が意見交換を行いたい旨を説明
12/20(火) 19:00～	第五中学校区地域会議 定例理事会	地域会議役員・理事 課長、補佐、担当	【市】 理事会の場で、市長が意見交換を行いたい旨を説明 【地域会議】 地域会議と議論した上で庁議に諮るのであればわかるが、そのあたりが信頼関係を崩す問題である。
12/21(水) 10:00～	第三中学校区地域会議 地域コミュニティ部会	地域コミュニティ部会員 担当	【地域会議】 意見書の提出については、四役や理事だけの決定ではなく、全代議員から承認を受け、提出すべきである。
12/22(木) 10:30～	第五中学校区地域会議 子育てサロン(健康・福祉部会)	健康・福祉部会員 担当	特別言及なし。
1/9(祝) 10:00～	第三中学校区地域会議 健康・福祉部会	健康・福祉部会員 担当	【地域会議】 ・地域協働センターについては、費用面から見送りが妥当である。 ・意見書の提出は、代議員を無視した対応であるため健康福祉部会を解散したい。
1/10(火) 19:30～	第五中学校区地域会議 青年部会	青年部会員 担当	特別言及なし。
1/11(水) 19:00～	第三中学校区地域会議 事前調整会議	地域会議役員等 担当	【市】 16日の理事会に市長が出席したい旨を説明する。 【地域会議】 理事会への出席は拒否。意見書に対する回答待ちのため四役(三中・五中)と市長との懇談が妥当である。
1/12(木) 11:00頃	第五中学校区地域会議 事務局長来課	事務局長 課長	意見交換
1/12(木) 16:30頃	第五・三校区地域会議 両理事長来課	両理事長 課長、(担当)	【地域会議】 市長の理事会への出席の前に合同四役での懇談を要望される。
1/14(土) 10:30～	第三中学校区地域会議 文化・スポーツ部会	文化・スポーツ部会員 担当	【地域会議】 センターの凍結は賛成できるものの、庁議で判断するのではなく、地域会議への事前説明が必要である。
1/14(土) 13:00～	第三中学校区地域会議 代議員会	地域会議役員、理事、 代議員 担当	【地域会議】 参加者の方々から様々な意見が出された。 【市】 市長懇談日を20日19時半から調整する。

平成28年12月17日から平成29年1月20日までの公民協働課の動き

日付	内容	出席者	特記事項
1/16(月) 18:45頃	第三中学校区地域会議 役員・理事来課	地域会議役員・理事 課長、補佐	【地域会議】 ・代議員も含め、門真市からの説明、意見 交換会の機会を設けてください。 ・意見書の撤回をお願いします。 上記2点の要望を理事長あて提出する旨 の説明を受ける。
1/16(月) 19:30～	第三中学校区地域会議 定例理事会	地域会議役員・理事 課長、補佐、担当	特別言及なし。
1/17(火) 19:00～	第五中学校区地域会議 定例理事会	地域会議役員・理事 課長、補佐、担当	【市】 市長懇談日を20日19時半から行いたい旨 の説明をするが、都合が合わず、日程に ついては、再度、調整を行う予定。

▲結局市は、12月議会以降、地域会議への説明会を全くせずに、1月臨時議会の日程を決め、1/17議運に議案を出していた！

▲「1/20(金)夜」に、「3中校区地域会議4役への説明会」を企画したが、3中校区地域会議側が「5中校区地域会議役員との号でなければダメだ」とし、5中校区側の日程が「1/20(金)夜」に合わなかったため、1/20説明会」は「延期して時期調整」となった。

■これすなわち、1/23(月)開始の1月臨時議会は、地域会議への説明や意見聴取が全くないまま、「議会で審議して同意してくれ」、という事だ！こんなデタラメな話が、議会として許せるか？！